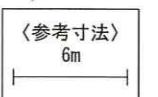


【凡例】	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〔参考寸法〕 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
高浜発電所1号機	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤



電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

高浜発電所 2号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〔参考寸法〕 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)	
高浜発電所 2号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (概要図)

高浜発電所 2号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	〈参考寸法〉 6m
	電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)
	高浜発電所 2号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)</b>	
<b>高浜発電所 2号機</b>	

<b>【凡例】</b>	
—	Aトレン
—	Bトレン
■	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
▨	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
■	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
---	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
▨	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
□	火災区域
□	火災区画
(参考)	
■	対策範囲外の油内包機器
■	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

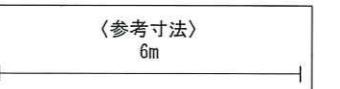
高浜発電所2号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
<b>〈参考寸法〉</b>	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（拡大図）	
高浜発電所 2号機	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)	
高浜発電所 2号機	

【凡例】	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)	
高浜発電所 2号機	

【凡例】
— Aトレン
— Bトレン
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨ 電線管ラッピングの範囲
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
--- ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨ 火災区域
▨ 火災区画
(参考)
■ 対策範囲外の油内包機器
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤



電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（拡大図）

高浜発電所 2号機

<b>【凡例】</b>	
— Aトレン	
— Bトレン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
--- ケーブルトレイ	
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
□ 火災区域	
□ 火災区画	
<b>(参考)</b>	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	
□ 6m	〈参考寸法〉
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所2号機	
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉	
	6m
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
高浜発電所 2号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	<b>〔参考寸法〕</b> 6m
<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)</b>	
<b>高浜発電所 2号機</b>	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所2号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)	
高浜発電所 2号機	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)	
高浜発電所 2号機	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
高浜発電所 2号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

高浜発電所 2号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
高浜発電所 2号機	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
高浜発電所 2号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所2号機

【凡例】	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所 2号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-①: 鉄製の蓋+耐火材+離隔により分離)
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	〈参考寸法〉 6m
	電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)
	高浜発電所 2号機

### 別添 3

高浜 3, 4 号機

火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策

別添 3-1

高浜 3, 4 号機

各火災区域（区画）の影響軽減対策

## 1. 目 的

本資料は、火災防護に関する説明書6.2項に示す各火災区域、火災区画の系統分離対策の状況を示すために、別添として添付するものである。

## 2. 内 容

高浜3, 4号機における各火災区域又は火災区画の系統分離対策の状況を、次頁以降の表に示す。

高浜発電所3号機 電線管に収納する火災防護対象ケーブルの系統分離対策 一覧表(1/1)

区分	番号	名称	基本設計方針	防護対象系列	(参考) 既工認での防護 対象系列のケー ブルトレイの対 策有無	隔壁等の設置		防護対象系列の電線管から水平距離6mの 範囲内にある固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列を記載)	火災感知・自動消火設備の設置 (電線管内部での自己消火は共通のため、省略)		本設工認による処置内容 (電線管への隔壁等設置を電線管ラッピング、()に火 災区内における施工範囲を全部or一部で区別)	固定火災源に 設置する隔壁等 の施工パターン
						防護対象系列 の電線管	固定火災源		防護対象系列 の電線管周辺	固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列に対する ものを記載)		
火災区画	2次系維電器室 中央制御室ケーブル処理室(3・4号機共用) 1次系維電器室 海水管室 電動補助給水ポンプ、空調用冷凍機室 原子炉補機冷却水冷却器室 中間建屋 E.L.□m通路 中央制御室空調装置室 配管貫通部冷却ユニットファン室・再循環弁室 ほう酸ポンプ室及びほう酸タンク室 原子炉補助建屋 E.L.□m通路2 ほう酸注入循環ポンプ室他 海水ポンプ室(3・4号機共用)	ロ	B	有	○	—	—	—	スプリンクラー(既工認で設置済) 全域ハロン消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m]	—	
火災区画		ロ	A	有	○	—	—	—	全域ハロン消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□mの中間床]	—	
火災区画		ロ	A	無	○	—	—	—	全域ハロン消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m]	—	
火災区画		イ	A	有	○	—	—	—	—	—	異トレンのケーブルの間に3h耐火隔壁相当の隔壁あり	—
火災区画		ハ	AB	有	○	—	N系ケーブルトレイ  油内包機器(3A電動補助給水ポンプ、3B電動補助給水ポンプ、3A格納容器外制御用空気圧縮機、3B格納容器外制御用空気圧縮機、3A空調用冷凍機、3B空調用冷凍機、3A空調用冷水ポンプ、3B空調用冷水ポンプ)  電気盤(3B格納容器外制御用空気乾燥器電源盤、3A空調冷凍機盤、3R-59)  電気盤(3A格納容器外制御用空気乾燥器電源盤、3B空調冷凍機盤)	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) 局所ハロン消火設備(既工認で設置済)  エアゾル消火設備(既工認で設置済、系統分離対策に流用)  スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m]	—	
火災区画		ハ	A	有	○	—	N系ケーブルトレイ B系ケーブルトレイ  油内包機器(3A-原子炉補機冷却水ポンプ、3B-原子炉補機冷却水ポンプ、3C-原子炉補機冷却水ポンプ、3D-原子炉補機冷却水ポンプ、3E-原子炉補機冷却水ポンプ)  電気盤(高圧盤・低圧盤)  電気盤(3SGBD水質監視盤)	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) ケーブルトレイ消火設備(既工認で設置済) 局所ハロン消火設備(既工認で設置済)  エアゾル消火設備(新設)  スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m, E.L.□mの中間床]  電気盤(高圧盤・低圧盤)のエアゾル消火設備を系統分離対策として新設	—	
火災区画		ロ	B	有	○	—	—	—	スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□mの中間床]	—	
火災区画		ハ	A	有	○	—	B系ケーブルトレイ N系ケーブルトレイ	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□mの中間床]	—	
火災区画		ハ	B	有	○	—	A系ケーブルトレイ N系ケーブルトレイ	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m, E.L.□mの中間床]	—	
火災区画		ロ	AB	有	○	—	—	—	全域ハロン消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□mの中間床]	—	
火災区画		ハ	A	有	○	—	B系ケーブルトレイ N系ケーブルトレイ	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m]	—	
火災区画		ハ	A	無	○	—	B系ケーブルトレイ N系ケーブルトレイ  油内包機器(3Aほう酸注入循環ポンプ、3Bほう酸注入循環ポンプ)  電気盤(3uB電動弁現場操作盤-1)  電気盤(3uB電動弁現場操作盤-2、3uB電動弁現場操作盤-3)	本設工認では運用にて対応	スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済) スプリンクラー(既工認で設置済) エアゾル消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m, E.L.□mの中間床]	—	
火災区域		ハ	AB	有	○	—	油内包機器(3A海水ポンプ、3B海水ポンプ、3C海水ポンプ、4A海水ポンプ、4B海水ポンプ、4C海水ポンプ)	本設工認では運用にて対応	二酸化炭素消火設備(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部)[E.L.□m]	—	

基本設計方針

イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁

ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備

ハ. 水平距離6mの範囲において講じる上記イ又はロと同等の措置

固定火災源に設置する隔壁等の施工パターン

(1時間)

1-①:

1-②:

(3時間)

3-①:

3-②:

3-③:

3-④:

3-⑤:

## 高浜発電所4号機 電線管に収納する火災防護対象ケーブルの系統分離対策 一覧表(1/1)

区分	番号	名称	基本設計方針	防護対象系列	(参考) 既工認での防護 対象系列のケー ブルトレイの対 策有無	隔壁等の設置		防護対象系列の電線管から水平距離6mの 範囲内にある固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列を記載)	火災感知・自動消火設備の設置 (電線管内部での自己消火は共通のため、省略)		本設工認による処置内容 (電線管への隔壁等設置を電線管ラッピング、( )に火 災区画内における施工範囲を全部or一部で区別)	固定火災源に 設置する隔壁等 の施工パターン
						防護対象系列 の電線管	固定火災源		防護対象系列 の電線管周辺	固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列に対する ものを記載)		
火災区画	2次系維電器室	2次系維電器室	ハ	B	有	○	-	A系ケーブルトレイ  N系ケーブルトレイ	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) 全域ハロン消火設備 (既工認で設置済) スプリンクラー (既工認で設置済) 全域ハロン消火設備 (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m]	-
火災区画		1次系維電器室	ロ	A	無	○	-	-	-	全城ハロン消火設備 (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m]	-
火災区画		海水管室	イ	A	有	○	-	-	-	-	異トレンのケーブルの間に3h耐火隔壁相当の隔壁あり	-
火災区画		電動補助給水ポンプ、空調用冷凍機室	ハ	AB	有	○	-	N系ケーブルトレイ  油内包機器 (4A電動補助給水ポンプ、4B電動補助給水ポンプ、4A格納容器外制御用空気圧縮機、4B格納容器外制御用空気圧縮機、4A空調用冷凍機、4B空調用冷凍機、4A空調用冷水ポンプ、4B空調用冷水ポンプ)  電気盤 (4B格納容器外制御用空気乾燥器電源盤、4A空調冷凍機盤)  電気盤 (4A格納容器外制御用空気乾燥器電源盤、4B空調冷凍機盤)	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) 局所ハロン消火設備 (既工認で設置済)  エアロゾル消火設備 (既工認で設置済、系統分離対策に流用)  スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m]	-
火災区画		原子炉補機冷却水冷却器室	ハ	A	有	○	-	N系ケーブルトレイ  B系ケーブルトレイ  油内包機器 (4A-原子炉補機冷却水ポンプ、4B-原子炉補機冷却水ポンプ、4C-原子炉補機冷却水ポンプ、4D-原子炉補機冷却水ポンプ、4E-原子炉補機冷却水ポンプ)  電気盤 (4SGBD水質監視盤)	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) ケーブルトレイ消火設備 (既工認で設置済) 局所ハロン消火設備 (既工認で設置済)  スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m, El□mの中間床]	-
火災区画		中間建屋 E.L.□m通路	ロ	B	有	○	-	-	-	スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□mの中間床]	-
火災区画		中央制御室空調装置室	ハ	A	有	○	-	B系ケーブルトレイ  N系ケーブルトレイ	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□mの中間床]	-
火災区画		配管貫通部冷却ユニットファン室・再循環弁室	ハ	B	有	○	-	A系ケーブルトレイ  N系ケーブルトレイ	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m, El□mの中間床]	-
火災区画		ほう酸ポンプ室及びほう酸タンク室	ロ	AB	有	○	-	-	-	全城ハロン消火設備 (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□mの中間床]	-
火災区画		ほう酸注入循環ポンプ室他	ハ	A	無	○	-	B系ケーブルトレイ  N系ケーブルトレイ  油内包機器 (4Aほう酸注入循環ポンプ、4Bほう酸注入循環ポンプ)  電気盤 (4uB電動弁現場操作盤-1、4uB電動弁現場操作盤-2)	本設工認では 運用にて対応	スプリンクラー (既工認で設置済) スプリンクラー (既工認で設置済) スプリンクラー (既工認で設置済)  スプリンクラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [El□m, El□mの中間床]	-

## 基本設計方針

- イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁  
ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備  
ハ. 水平距離6mの範囲において記載の上記イ又はロと同等の措置

## 固定火災源に設置する隔壁等の施工パターン

(1時間)

1-①:   
1-②: 

(3時間)

3-①:   
3-②:   
3-③:   
3-④:   
3-⑤: 

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

別添 3-2

高浜 3, 4 号機

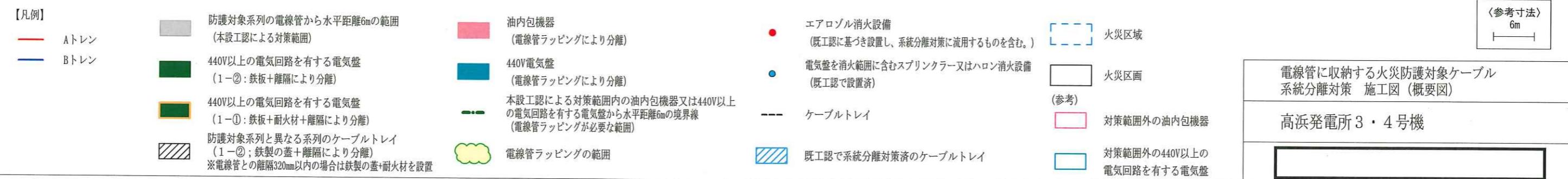
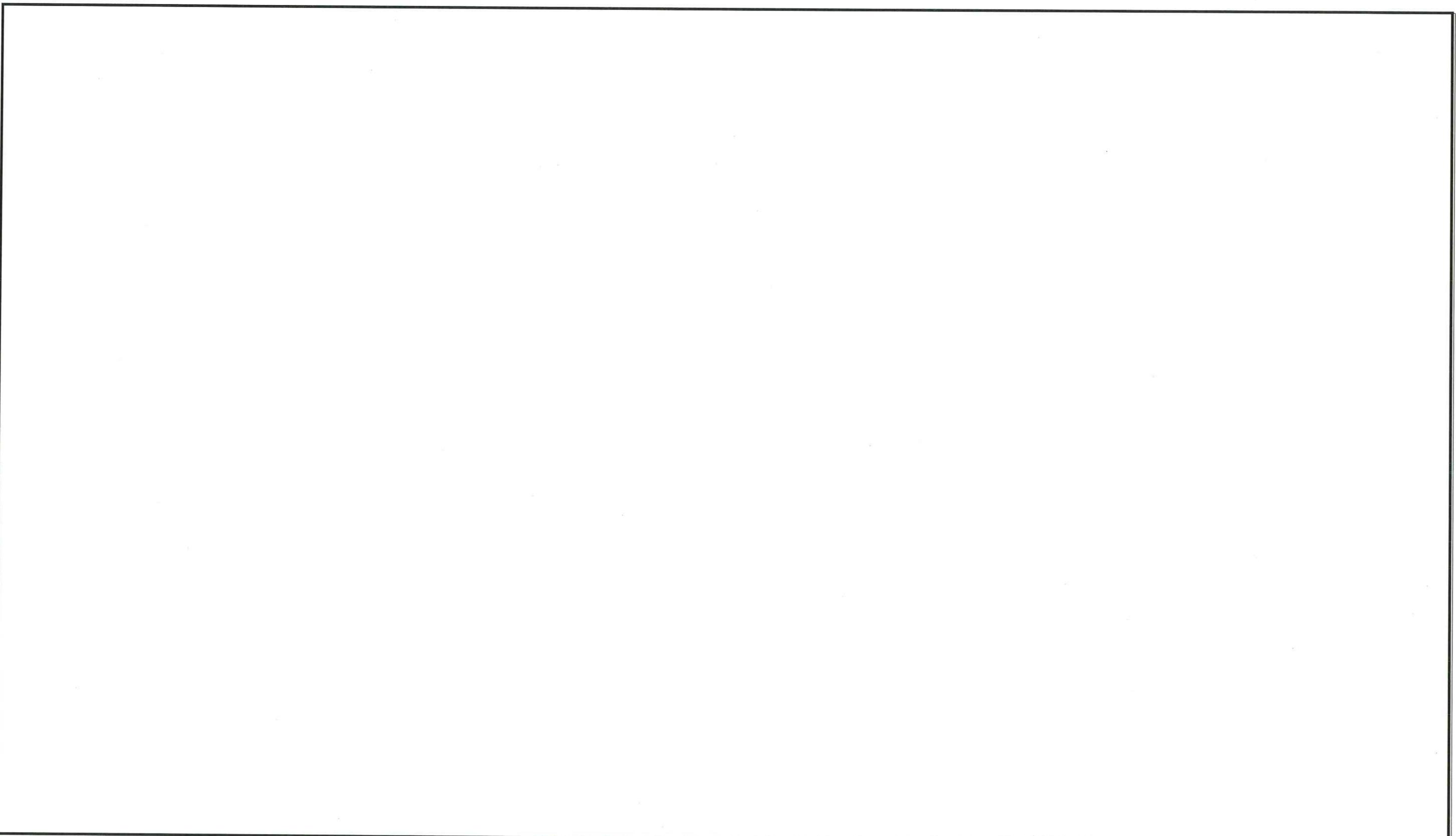
火災防護対策 火災区域又は火災区画の系統分離対策

## 1. 目的

本資料は、火災防護に関する説明書 6.2 項に示す火災の影響軽減対策を行う箇所を示すために、別添として添付するものである

## 2. 内容

高浜 3, 4 号機における火災の影響軽減対策を実施する箇所を示す資料を、次頁以降に示す。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所3・4号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	■
火災区画	■
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉	
	6m
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所3号機	

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (拡大図)</b>	
<b>高浜発電所 3号機</b>	

【凡例】
 Aトレン
 Bトレン
 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
 電線管ラッピングの範囲
 エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
 ケーブルトレイ
 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
 火災区域
 火災区画
(参考)
 対策範囲外の油内包機器
 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (概要図)

高浜発電所 3号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	- - -
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	- - -
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■
〔参考寸法〕 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(拡大図)	
高浜発電所3号機	

【凡例】	
—	Aトレン
—	Bトレン
■	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
---	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
▨	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨	火災区域
▨	火災区画
(参考)	
■	対策範囲外の油内包機器
■	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+耐火材により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+耐火材により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+耐火材により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	■
火災区画	■
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (拡大図)

高浜発電所 3号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
—	Aトレン
—	Bトレン
■	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
---	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
▨	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨	火災区域
▨	火災区画
(参考)	
■	対策範囲外の油内包機器
■	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
— Aトレーン	
— Bトレーン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
— 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
--- ケーブルトレイ	
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（拡大図）

高浜発電所 3号機

【凡例】	
— Aトレーン	
— Bトレーン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
---	ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〔参考寸法〕	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所 3号機	

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	■
火災区画	■
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (拡大図)

高浜発電所 3号機

【凡例】	
—	Aトレーン
—	Bトレーン
■	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
---	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
▨	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨	火災区域
▨	火災区画
(参考)	
■	対策範囲外の油内包機器
■	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
— Aトレン	
— Bトレン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
— 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
--- ケーブルトレイ	
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

高浜発電所 3号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	■
火災区画	■
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所3号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■
〈参考寸法〉	
6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所4号機	

【凡例】	
Aトレン	赤線
Bトレン	青線
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	グレー
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	緑色
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	緑色
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	斜線
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	赤色
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	青色
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	点線
電線管ラッピングの範囲	雲形
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	斜線
火災区域	点線
火災区画	白
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	赤色
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	青色

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
Aトレントレイン	—
Bトレントレイン	—
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	▨
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	▨
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	▨
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■
〈参考寸法〉	
6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
高浜発電所4号機	

【凡例】	
Aトレーン	—
Bトレーン	—
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	▨
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	▨
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	▨
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (概要図)

高浜発電所4号機

【凡例】
 Aトレン
 Bトレン
 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
 電線管ラッピングの範囲
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
--- ケーブルトレイ
 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
 火災区域
 火災区画
(参考)
 対策範囲外の油内包機器
 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (拡大図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
— Aトレント	
— Bトレント	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
---	ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所4号機

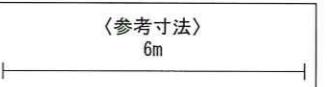
【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(拡大図)

高浜発電所4号機

【凡例】
— Aトレント
— Bトレント
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨ 電線管ラッピングの範囲
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---
ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨ 火災区域
▨ 火災区画
(参考)
■ 対策範囲外の油内包機器
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤



電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（拡大図）

高浜発電所 4号機

【凡例】	
Aトレン	■
Bトレン	■
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	■
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	■
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	■
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	■
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	■
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	---
電線管ラッピングの範囲	■
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	■
火災区域	□
火災区画	□
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	■
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	■

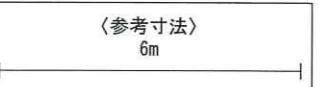
〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(拡大図)	
高浜発電所4号機	

【凡例】	
— Aトレン	
— Bトレン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
---	ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	



電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（拡大図）

高浜発電所 4号機

【凡例】	
— Aトレント	
— Bトレント	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
— 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
--- ケーブルトレイ	
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
— Aトレン	
— Bトレン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
---	ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
▨ 火災区域	
▨ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（拡大図）

高浜発電所4号機

【凡例】	
Aトレン	赤線
Bトレン	青線
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	グレー
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	緑色
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	緑色
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	斜線
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	赤色
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	青色
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	点線
電線管ラッピングの範囲	黄緑色
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	●
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	●
ケーブルトレイ	---
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	斜線
火災区域	点線
火災区画	白
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	赤色
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	青色

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図 (概要図)

高浜発電所4号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
〈参考寸法〉 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（拡大図）	
高浜発電所4号機	

【凡例】
— Aトレーン
— Bトレーン
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
--- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨ 電線管ラッピングの範囲
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---
ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
▨ 火災区域
▨ 火災区画
(参考)
■ 対策範囲外の油内包機器
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所4号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	〈参考寸法〉 6m
<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)</b>	
<b>高浜発電所 4号機</b>	

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

高浜発電所4号機

### 【凡例】

Aトレーン  
Bトレーン

防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲  
(本設工認による対策範囲)

440V以上の電気回路を有する電気盤  
(1-②: 鉄板+離隔により分離)

## 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)

防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ  
(1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離)  
※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設  
油内包機器

## 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)

440V電気盤  
(電線管ラッピングにより分離)

今般工事による対策範囲内の袖内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線  
(電線管ラッピングが必要な範囲)

## 電線管ラッピングの範囲

- エアロゾル消火設備  
(既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
  - 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備  
(既工認で設置済)

#### --- ケーブルトレイ

#### 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ

火災区域

### 火災区画

一者)

対策範囲外の油内包機器

対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

## 電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（概要図）

高浜発電所 4 号機

## 別添 4

### 大飯 3， 4 号機

火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策

## 別添 4-1

大飯 3, 4 号機

各火災区域（区画）の影響軽減対策

## 1. 目 的

本資料は、火災防護に関する説明書6.2項に示す各火災区域、火災区画の系統分離対策の状況を示すために、別添として添付するものである。

## 2. 内 容

大飯3, 4号機における各火災区域又は火災区画の系統分離対策の状況を、次頁以降の表に示す。

大飯発電所3号機 電線管に収納する火災防護対象ケーブルの系統分離対策 一覧表(1/1)

区分	番号	名称	基本設計方針	防護対象系列	(参考) 既工認での防護 対象系列のケー ブルトレイの対 策有無	隔壁等の設置		防護対象系列の電線管から水平距離6mの 範囲内にある固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列を記載)	火災感知・自動消火設備の設置 (電線管内部での自己消火は共通のため、省略)		本設工認による処置内容 (電線管への隔壁等設置を電線管ラッピング、( )に火 災区画内における施工範囲を全部or一部で区別)	固定火災源に設 置する隔壁等の 施工パターン
						防護対象系列の電線管	固定火災源		防護対象系列の電線管周辺	固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列に対する ものを記載)		
火災区画	R	ほう酸ポンプ・ほう酸タンク室	ロ	AB	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		制御用空気圧縮装置室	ロ	AB	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		A 安全補機室空調ファン、配管室	ロ	B	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		制御棒駆動装置電源室及び通路	ロ	A	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		体積制御タンク及び通路	ロ	B	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		ペネトレーションエリア	ロ	AB	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]、 [EL26.0, 26.1m]	
火災区画		通路 (E.I. □□□)	ロ	B	無	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済、系統分離対策に流用)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		原子炉補機冷却水ポンプ室ー2 (3号機)	ロ	B	有	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区画		通路 (3・4号機共用)	ロ	A	無	○	—			スプリンクラー(既工認で設置済、系統分離対策に流用)	電線管ラッピング(全部) [EL□□□]	
火災区域		海水ポンプ室 (3・4号機共用)	イ	AB	無	○	—			(基本設計方針イのため、不要)	電線管ラッピング(全部、3h耐火) [海水ポンプ室]	

基本設計方針

イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁  
ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備  
ハ. 水平距離6mの範囲において記載の上記イ又はロと同等の措置

固定火災源に設置する隔壁等の施工パターン

(1時間)

1-① :

1-② :

(3時間)

3-① :

3-② :

3-③ :

3-④ :

3-⑤ :

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所4号機 電線管に収納する火災防護対象ケーブルの系統分離対策 一覧表(1/1)

区分	番号	名称	基本設計方針	防護対象系列	(参考) 既工認での防護 対象系列のケー ブルトレイの対 策有無	隔壁等の設置		防護対象系列の電線管から水平距離6mの 範囲内にある固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列を記載)	火災感知・自動消火設備の設置 (電線管内部での自己消火は共通のため、省略)		本設工認による処置内容 (電線管への隔壁等設置を電線管ラッピング、( )に火 災区画内における施工範囲を全部or一部で区別)	固定火災源に設 置する隔壁等の 施工パターン	
						防護対象系列の電線管	固定火災源		防護対象系列の電線管周辺	固定火災源 (ケーブルトレイは防護対象系列と異なる系列に対する ものを記載)			
火災区画	B 安全系冷却器室 通路 (E.L. [ ] m) ほう酸ポンプ・ほう酸タンク室 制御用空気圧縮装置室 制御棒駆動装置電源室及び通路 ペネトレーションエリア 体積制御タンク及び通路 格納容器給気ファン室及び通路 原子炉補機冷却水ポンプ室-2 (4号機)	B 安全系冷却器室	口	A	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			
火災区画		通路 (E.L. [ ] m)	口	B	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			
火災区画		ほう酸ポンプ・ほう酸タンク室	ハ	AB	無	○		N系ケーブルトレイ 油内包機器 (Aほう酸ポンプ、Bほう酸ポンプ)	本設工認では 「未完」	スプリングラー (既工認で設置済) 局所ハロン消火設備 (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]		
火災区画		制御用空気圧縮装置室	ハ	AB	有	○		N系ケーブルトレイ 油内包機器 (A制御用空気圧縮機、B制御用空気圧縮機) 電気盤 (4A制御用空気乾燥器制御盤、4B制御用空気乾燥器制御盤)	本設工認では 「未完」	スプリングラー (既工認で設置済) 局所ハロン消火設備 (既工認で設置済) スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]		
火災区画		制御棒駆動装置電源室及び通路	口	A	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			
火災区画		ペネトレーションエリア	口	AB	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]、 [EL26.0, 26.1m]			
火災区画		体積制御タンク及び通路	口	A	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			
火災区画		格納容器給気ファン室及び通路	口	B	無	○	—		スプリングラー (既工認で設置済、系統分離対策に活用)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			
火災区画		原子炉補機冷却水ポンプ室-2 (4号機)	口	B	有	○	—		スプリングラー (既工認で設置済)	電線管ラッピング (全部) [EL [ ] m]			

基本設計方針  
イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁  
ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備  
ハ. 水平距離6mの範囲において講じる上記イ又はロと同等の措置

固定火災源に設置する隔壁等の施工パターン  
(1時間)  
1-① [ ]  
1-② [ ]  
(3時間)  
3-① [ ]  
3-② [ ]  
3-③ [ ]  
3-④ [ ]  
3-⑤ [ ]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 別添 4-2

大飯 3, 4 号機

火災防護対策 火災区域又は火災区画の系統分離対策

## 1. 目的

本資料は、火災防護に関する説明書 6.2 項に示す火災の影響軽減対策を行う箇所を示すために、別添として添付するものである

## 2. 内容

大飯 3, 4 号機における火災の影響軽減対策を実施する箇所を示す資料を、次頁以降に示す。

【凡例】	
Aトレーン	赤線
Bトレーン	青線
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	グレー
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	緑
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	黄緑
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	斜線
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	ピンク
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	青
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	緑点線
電線管ラッピングの範囲	黄緑雲
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	赤点
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	青点
ケーブルトレイ	破線
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	青斜線
火災区域	青枠
火災区画	白枠
(参考)	
対策範囲外の油内包機器	白
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	青
〈参考寸法〉	
6m	

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

大飯発電所3号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所3号機

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考) 対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤



電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所3号機

【凡例】

- Aトレン
- Bトレン
- 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲  
(本設工認による対策範囲)
- 440V以上の電気回路を有する電気盤  
(1-②: 鉄板+離隔により分離)
- 440V以上の電気回路を有する電気盤  
(1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)  
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ  
(1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)  
※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
- 油内包機器  
(電線管ラッピングにより分離)
- 440V電気盤  
(電線管ラッピングにより分離)  
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線  
(電線管ラッピングが必要な範囲)
- 電線管ラッピングの範囲
- エアロゾル消火設備  
(既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
- 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備  
(既工認で設置済)
- ケーブルトレイ
- 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
- 火災区域
- 火災区画
- (参考)  
対策範囲外の油内包機器
- 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所3号機

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
● エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
--- ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考)
対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所3号機

<b>【凡例】</b>	
— Aトレーン	
— Bトレーン	
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)	
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)	
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置	
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)	
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)	
— 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)	
▨ 電線管ラッピングの範囲	
● エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)	
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)	
— ケーブルトレイ	
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ	
□ 火災区域	
□ 火災区画	
(参考)	
■ 対策範囲外の油内包機器	
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤	
〈参考寸法〉	6m
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
大飯発電所3号機	
■	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考)
対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所3号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	〈参考寸法〉 6m
<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)</b>	
<b>大飯発電所3号機</b>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
<b>〈参考寸法〉</b>	
	6m
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)	
大飯発電所 3号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（概要図）	
大飯発電所 3号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】

- Aトレイン
- Bトレイン
- 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲  
(本設工認による対策範囲)
- 440V以上の電気回路を有する電気盤  
(1-②: 鉄板+離隔により分離)
- 440V以上の電気回路を有する電気盤  
(1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
- 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ  
(1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離)  
※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
- 油内包機器  
(電線管ラッピングにより分離)
- 440V電気盤  
(電線管ラッピングにより分離)
- 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線  
(電線管ラッピングが必要な範囲)
- 電線管ラッピングの範囲
- エアゾル消火設備  
(既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)
- 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備  
(既工認で設置済)
- ケーブルトレイ
- 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
- 火災区域
- 火災区画
- (参考) 対策範囲外の油内包機器
- (参考) 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所4号機

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所4号機

【凡例】	
	Aトレイン
	Bトレイン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〔参考寸法〕  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所4号機

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離) 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離) 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上 の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（拡大図）	
大飯発電所 4号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上 の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
大飯発電所4号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に流用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
<b>〈参考寸法〉</b>	
6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（拡大図）	
大飯発電所 4号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】
— Aトレン
— Bトレン
■ 防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
■ 440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
▨ 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
■ 油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
■ 440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
— 本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
▨ 電線管ラッピングの範囲
● エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
— ケーブルトレイ
▨ 既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
□ 火災区域
□ 火災区画
(参考)
■ 対策範囲外の油内包機器
■ 対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所4号機

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
エアゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考)
対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所 4号機

<b>【凡例】</b>	
	Aトレイン
	Bトレイン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
	〈参考寸法〉 6m
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図（概要図）	
大飯発電所 4号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<b>【凡例】</b>	
	Aトレーン
	Bトレーン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離) 防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
<b>(参考)</b>	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

大飯発電所 4号機

【凡例】	
	Aトレン
	Bトレン
	防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
	440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
	防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
	油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
	440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
	本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
	電線管ラッピングの範囲
●	エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)
●	電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---	ケーブルトレイ
	既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
	火災区域
	火災区画
(参考)	
	対策範囲外の油内包機器
	対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤
(参考寸法) 6m	
電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図(概要図)	
大飯発電所4号機	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②: 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①: 鉄板+耐火材+離隔により分離)
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔30mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
●  エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)
●  電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
---  ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考)
対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図（概要図）

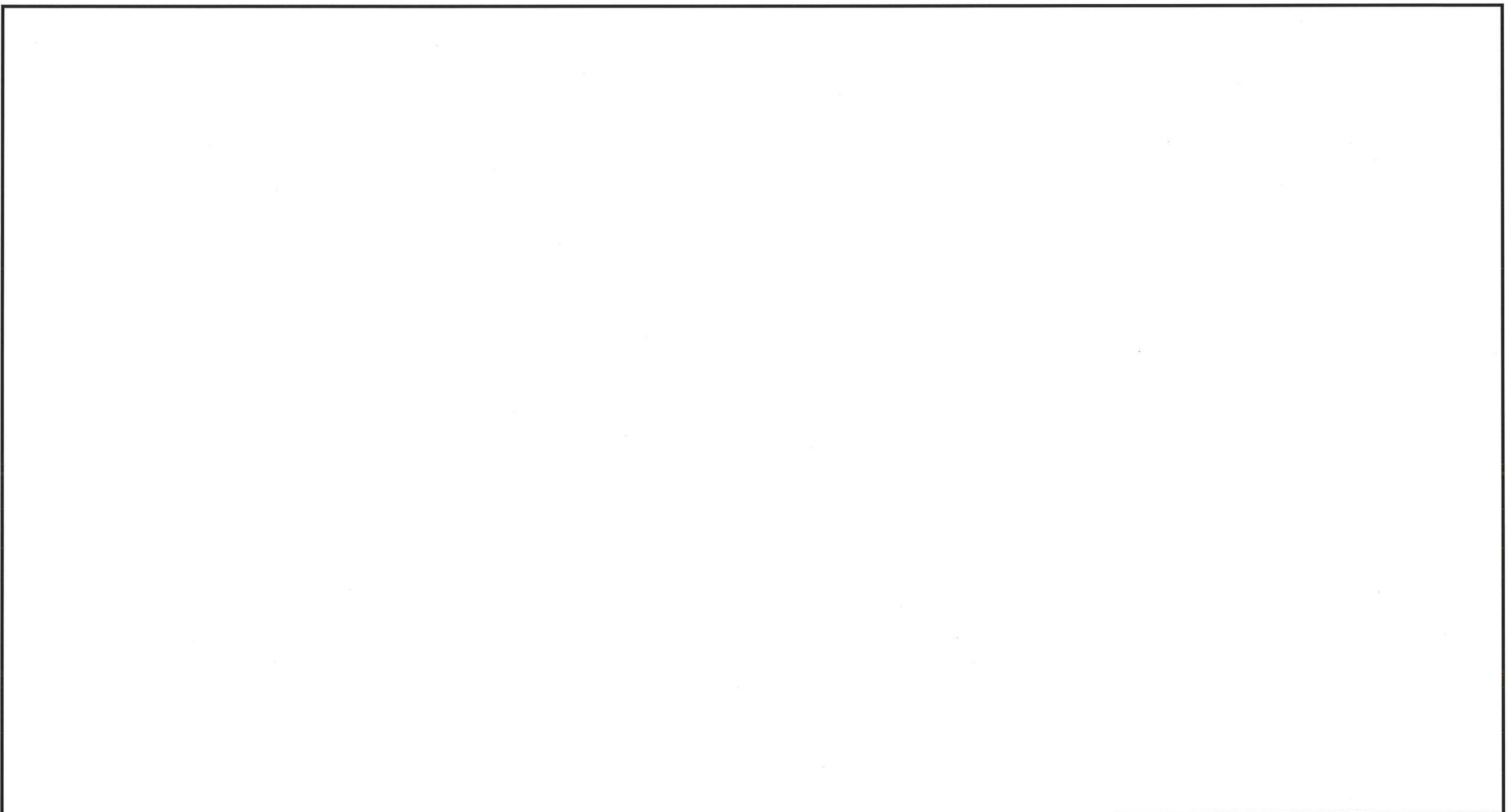
大飯発電所4号機

【凡例】
Aトレン
Bトレン
防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲 (本設工認による対策範囲)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-②; 鉄板+離隔により分離)
440V以上の電気回路を有する電気盤 (1-①; 鉄板+耐火材+離隔により分離)
防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ (1-②; 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置
油内包機器 (電線管ラッピングにより分離)
440V電気盤 (電線管ラッピングにより分離)
本設工認による対策範囲内の油内包機器又は440V以上の電気回路を有する電気盤から水平距離6mの境界線 (電線管ラッピングが必要な範囲)
電線管ラッピングの範囲
● エアロゾル消火設備 (既工認に基づき設置し、系統分離対策に活用するものを含む。)
● 電気盤を消火範囲に含むスプリンクラー又はハロン消火設備 (既工認で設置済)
— ケーブルトレイ
既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ
火災区域
火災区画
(参考)
対策範囲外の油内包機器
対策範囲外の440V以上の電気回路を有する電気盤

〈参考寸法〉  
6m

電線管に収納する火災防護対象ケーブル  
系統分離対策 施工図(概要図)

大飯発電所3・4号機



【凡例】		<p><b>防護対象系列の電線管から水平距離6mの範囲</b> (本設工認による対策範囲)</p> <p><b>Aトレン</b></p> <p><b>Bトレン</b></p> <p><b>440V以上の電気回路を有する電気盤</b> (1-①: 鉄板+離隔により分離)</p> <p><b>440V以上の電気回路を有する電気盤</b> (1-②: 鉄板+耐火材+離隔により分離)</p> <p><b>防護対象系列と異なる系列のケーブルトレイ</b> (1-②: 鉄製の蓋+離隔により分離) ※電線管との離隔320mm以内の場合は鉄製の蓋+耐火材を設置</p> <p><b>油内包機器</b> (電線管ラッピングにより分離)</p> <p><b>440V電気盤</b> (電線管ラッピングにより分離)</p> <p><b>電線管ラッピングの範囲</b></p> <p><b>エアロゾル消火設備</b> (既工認に基づき設置し、系統分離対策に適用するものを含む。)</p> <p><b>電気盤を消火範囲に含むスプリンクラースはハロン消火設備</b> (既工認で設置済)</p> <p><b>ケーブルトレイ</b></p> <p><b>既工認で系統分離対策済のケーブルトレイ</b></p>	<b>火災区域</b>		<b>火災区画</b>		<b>電線管に収納する火災防護対象ケーブル 系統分離対策 施工図 (概要図)</b>		<b>大飯発電所 3・4号機</b>				
		<p><b>参考寸法</b></p> <p>6m</p>											

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。